



令和元年第4回定例会が12月16日に行われました。

補正予算、条例の改正等の議案の審議を行い、全て原案のとおり可決しました。

審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

令和元年度補正予算

会 計 名			今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額
一 般 会 計 (第 6 号)			2751万6千円	90億4255万6千円
特 別 会 計	国民健康保険事業(第2号)		△ 79万9千円	13億2262万5千円
	後期高齢者医療(第1号)		△ 66万9千円	1億5040万1千円
	介護保険事業(第3号)		8万9千円	10億3506万1千円
	介護サービス事業(第3号)		17万7千円	6081万円
	簡易水道事業(第3号)		219万6千円	3億3125万9千円
	公共下水道事業(第1号)		203万9千円	3億6755万2千円
	病院事業会計(収益的収入及び支出)		133万円	13億3964万8千円
	病院事業会計(資本的)	収 入	1909万円	4024万6千円
		支 出	△ 71万6千円	3909万7千円

補正の主な内容

◎一般会計補正予算(第6号)

移住定住促進住宅奨励金、北檜山恵福会運営事業助成金、産業担い手育成事業奨励金、国民健康保険事業特別会計をはじめ、各特別会計への繰出金の精査、委託業務及び工事などの完了に伴う執行残の精査による増です。

一般会計補正予算(第6号)

「修正動議」

提出者 菅原 義幸 議員

北檜山恵福会に対する助成金については、まだ精査する必要があると思われるため、一般会計補正予算から北檜山恵福会に対する助成金に係る予算を全て除いて提案しました。

(修正動議については否決)

賛成討論(原案)

梶田 道廣 議員

先日の総務厚生常任委員会も恵福会雅荘に対する補助金

の議論をいたしました。雅荘は町が恵福会にお願いをしたという経緯、また現在、恵福会自体が営業に対して危機的な状態であるという説明がありました。最悪の事態はなんとしても避けるべきの思いと、先日、提出された資料を拝見した中で精査されているものと考えましたので賛成をさせていただきます。

横山 一康 議員

この3980万円という補助金は財政が厳しくなる中、大変、厳しいものだと思っております。しかし総務厚生常任委員会でも議論してまいりました。この補助金がないと恵福会本体自体の経営が厳しくなることも十分承知いたしました。

この補助金を投入することにより町の老人福祉計画がさらに発展すること、また何よりも施設を利用する方、そして施設で働く方が安心感を持つてその施設を利用できるようにするようお願いしております。加えて、今後このような支出

第4回定例会



をできる限り抑制するべく、町側がしつかり当該団体と連携していくことを願って賛成討論とさせていただきますと思います。

◎国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

給与改定による人件費の精査、国民健康保険事業費納付金では、今年度の納付金が確定したことによる端数処理などによる減です。

◎後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

事務費負担金、保険料等負担金の精査による減です。

◎介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

給与改定に伴う人件費の精査、介護給付費負担金等返還金などによる増です。

◎介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)

デイサービスセンター車庫のシャッター修繕、給与改定による人件費の精査による増

です。

◎簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

給与改定による人件費の精査、水道車両修繕、配水管漏水修繕の追加による増です。

◎公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

北檜山第4ポンプ場の汚水ポンプ修繕及び舗装等修繕、給与改定による人件費の精査による増です。

◎病院事業会計補正予算(第3号)

・収益的収入及び支出
給与改定による人件費の精査、検査技師紹介手数料等の経費の精査による増です。

・資本的収入及び支出
医師貸付金返還金、医療機器等購入費の精査などです。

条例

◎フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の

一部を改正する条例について

フルタイム会計年度任用職員(1週間当たり38時間45分の勤務)の給与等に関する規定を定めるため、本条例を制定しました。

◎パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について

パートタイム会計年度任用職員(1週間当たり38時間45分に満たない勤務)の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規定を定めるため、本条例を制定しました。

◎法務専門調査員の任用等に関する条例等の一部を改正する条例について

会計年度任用職員制度の導入により、地方公務員法及び地方自治法等の一部が改正されたことに伴い、関係条例の整備を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、町長等の期末手当を改正するため本条例の一部を改正しました。

◎職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに伴い、職員の給料月額等を改正するため、本条例の一部を改正しました。

◎議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議会議員の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しました。

◎表彰条例等の一部を改正する条例について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに伴い、本条例の一部を改正しました。

◎手数料条例等の一部を改正する条例について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられたことに伴い、本町公共料金について消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、本条例の一部を改正しました。



議会ホームページを ご覧ください!!

議会中継や議会の日程、会議録等を随時更新し、最新の議会情報をお知らせしています。

議会ホームページは、下記アドレスを直接入力し、せたな町ホームページから議会のページへ移動するか、せたな町議会で検索していただくことで、ご覧になれます。

<http://www.town.setana.lg.jp/>

せたな町議会

